

姫路市調整給付金(不足額給付分)支給確認書 のお知らせ

【 記 入 要 領 】

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)

- 原則として、給付金の手続き(確認書の記入・提出)は本人が行い、給付金についても本人の預金口座に振り込まれます。
- 下記の記入例を確認しながら、別添「姫路市調整給付金(不足額給付分)支給確認書」(以下、「確認書」といいます。)に記入等し、**同封の返信用封筒で返送してください。**
なお、確認書を提出していただいても、**記入漏れや書類不備がある場合は給付を受けられません。**
- 支給時期は、本市が確認書を受理してから3～4週間後が目安です。**返送のあった件数により前後しますのでご了承ください。書類に不備等があった場合は支給が遅れます。
- その他ウラ面の注意事項をお読みください。

提出期限:

令和7年

9/30(火)

(当日消印有効)

期限を過ぎると受給できませんので余裕をもって提出してください。

※代理人申請(法定代理人含む)につきまちは個々の事情に応じた添付書類の案内をさせていただきますので、姫路市価格高騰生活支援給付金コールセンターにお問い合わせください。

記入例

オモテ面

発行日 令和 年 月 日

給付申請番号

お問い合わせの際は、必ずお持ちください。この番号をお読みください。

提出期限
令和7年
9月30日
(当日消印有効)

姫路市調整給付金(不足額給付分)支給確認書

調整給付金(不足額給付分)の概要

調整給付金(不足額給付分)の概要は、以下のとおりです。支給額の詳細は算出式に記載しています。	
対象者	令和6年度に実施した当初調整給付金の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付金との間で差額が生じた方 【対象となる方】 - 退職等により、令和5年中の所得に比べて令和6年中の所得が減少した方 - 令和6年中に、子どもの出生等で扶養親族が増加した方 - 当初調整給付金の支給後に修正申告等により、令和6年度個人住民税所得割が減少した方
支給額	所得税・個人住民税所得割で減税しなかった額(1万円単位で切り上げた額)から当初調整給付金を差し引いた額

調整給付金(不足額給付分)の支給額及び算出式

所得税	
定額減税可能額 (3万円×(減税対象人数))	令和6年分 所得税額
円 -	円 =
控除不足額(①)	
(<0の場合は0)	
注「減税対象人数」には、本人、同一生計配偶者、控除対象配偶者、扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)とし、 国外居住者を除きます。	
住民税所得割	
定額減税可能額 (1万円×(減税対象人数))	令和6年度分 住民税所得割
円 -	円 =
控除不足額(②)	
(<0の場合は0)	
注「減税対象人数」には、本人、控除対象配偶者、扶養親族とし、 国外居住者を除きます。	
令和7年の所要額	
所得税分の 控除不足額(①)	住民税 控除不足額(②)
円 +	円 =
令和7年の所要額(③) (控除不足額の合計) (①+②)	
(1万円単位に切上げ)	
支給額	
令和7年の 所要額(③)	令和6年当初調整給付金 支給額
円 -	円 =
調整給付金(不足額給付分) 支給額	
注「令和6年当初調整給付金」の受給除額があった場合は、支給所要額を記載しています。	

※上記の提出期限までに返送がない場合又は返送した確認書に不備があり本市が指定する日までに必要な修正が行われない場合は、本市は本給付金の受給を辞退したものとみなします。

※令和6年度に「新たに非課税(又は均等割のみ課税)となった世帯への給付」を受給した世帯は、調整給付金の支給対象とならない場合があります。

※本給付金を受給しない場合、または、各世帯について重大な相違を認める場合、お問い合わせください。

※意図的に虚偽の申告をした場合は返還を求められ、不正受給として詐欺罪に問われる場合は、必ず署名してください。

上記記載の内容に異議ありません。(自署が困難な方は、捺印してください。)

氏名 姫路 太郎 確認日 令和7年 9月 5日 電話番号 090-1234-5678

ウラ面 も必ずご確認ください。

【お問い合わせ先】 姫路市価格高騰生活支援給付金コールセンター 079-221-1502
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝を除く)

A

支給額及び算出式欄の各金額をご確認ください。

B

相違がなければ、氏名(あて名の方)、確認日、連絡先電話番号をご記入ください。

姫路市価格高騰生活支援給付金コールセンター ☎079-221-1502

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝を除く)

ウラ面もご確認ください▶

記入例

ウラ面

口座確認書類の写しの両方を貼り付けてください。

ウラ面

機関名

支店名

種類

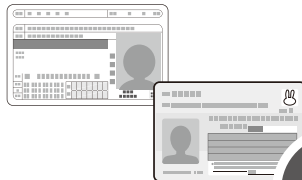
口座番号

口座名義(カナ)

こちらから
方を記入

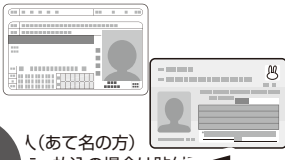
金融機関番号	店番号	ゆうちょ銀行	通帳番号	口座名義(カナ)
1. 銀行 4. 信託 7. 信託 2. 信託 5. 信託 3. 信託 6. 信託				
ゆうちょ銀行を選択された場合は、安全通帳の 見聞き左またはキャッシュカードに記載され た記号・番号をご記入ください。				

本人確認書類の写し
貼付欄



代理受給を希望される場合

代理人の本人確認書類の写し
貼付欄



人(あて名の方)
へ払込の場合は貼付

口座確認書類の写し
貼付欄

※通帳見開き1ページの写しを貼付けてください。

【必要な情報】

- 金融機関名
- 支店名
- 口座番号
- 口座名義人(カナ)



代理受給等を行う場合

代理受給等（法定代理人含む）については個々の事情に応じた「別途添付書類」の案内をさせていただきますので、
コールセンター（079-221-1502）にお問い合わせください。

フリガナ 代理人氏名	納税義務者(あて 名の方)との関係	代理人住所
	大正	
連絡可能な電話番号	署名(又は記名押印)	
	納税義務者(あて名の方) 氏名	

上記の者を代理人と認め、
調整給付金(不足額給付分)の 確認・請求・受給 を。

C

・どちらか一方に、受取口座をご記入く
ださい。

D

・本人確認書類(有効期限内のもの)及
び振込先の口座情報が確認できる書
類の写しを貼り付けてください。

・代理申請や代理受給を行う方は、①あて名の方の本人確認書類に加えて、②代理人の本人確認書類の写しも貼り付けてください。

E

代理人が内容確認及び受給する場合
は記入し、下記の書類を貼り付けてく
ださい。

【代理人が確認・請求する場合】

①あて名の方と②代理人の本人確認
書類の写し

【代理人が受給する場合】

①あて名の方と②代理人の本人確認
書類の写し

また、個々の事情に応じた添付書類等
のご案内をいたしますので、必ず姫路
市価格高騰生活支援給付金コールセ
ンター(079-221-1502)までお
問い合わせください。

【注意事項】

- ・金融機関で口座を作れない等どうしても口座振込による受給ができない方は、姫路市価格高騰生活支援給付金コールセンター(079-221-1502)までお問い合わせください。
- ・本給付金を受給しない場合も、コールセンターまでご連絡ください。
- ・本給付金関係で提出された書類等は審査・確認等の根拠となるため返却できません。
- ・確認書オモテ面の算出式の各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書など)の写し(コピー)を添えて提出期限までに提出してください。
- ・令和6年度に「新たに非課税(又は均等割のみ課税)となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度個人住民税所得割額の修正(非課税→課税)があった場合は、本給付金の支給対象にならない場合があります。

給付申請番号メモ欄【

】